

**電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する  
特別措置法施行規則の一部を改正する省令案等  
－再生可能エネルギーの固定価格買取制度における設備認定の運用見直し－  
パブリックコメント提出意見**

○意見提出先

経済産業省 資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 再生可能エネルギー推進室

○意見案の公示日：2014年 3月 18日

意見提出締切日：2014年 3月 26日

**■提出意見-1 ■ 失効延伸の例外措置、接続契約の解除について**

意見内容：

6ヶ月以内に土地・設備の確保ができない案件を一律に認定失効と扱うのではなく、「連系承諾までに通常よりも長期間（例えば3ヶ月以上）を要することが明らかになった案件」については、失効期間の延長を認める例外措置を設けることは適切な対応であると考えます。一方で、現時点では、例外措置を認める要件や延長期間が示されておらず、それらを明確にしていただくことを要望いたします。

また、接続契約の取り扱いについては、認定失効案件が系統連系枠を長期間保持することは、結果として再生可能エネルギーの円滑な導入促進を阻害することになりかねず、接続契約の解除に関する政府案の考え方賛同いたします。

理由：

例外措置を認められる案件が「連系承諾までに通常よりも長期間（例えば3ヶ月以上）を要すること」とされているのは、接続検討の標準処理期間が3ヶ月以上となっている「500kW以上の高圧連系」および「特高連系」の設備や被災地域が対象と考えればよいかと思われますが、対象と延長期間が明確化されれば事業見通しが立ちやすく、また、再生可能エネルギーによる被災地域の土地の再利用に資するものと考えます。

**■提出意見-2 ■ 設備の確保要件について**

意見内容：

「設備認定後、6ヶ月以内に土地・設備を確保できない場合は失効」において、具体的に“設備”的対象となる機器や“確保”とみなす要件を明らかにしていただくようお願い致します。その上で、設備認定後の設備確保と実際の導入の状況などをみて、課題や不都合が明らかになった場合は、“設備の確保要件”を柔軟に見直すことを要望いたします。

理由：

設備認定量は調達価格の引下げとの関係で変動が大きく、本改正案が適用される平成26年度4月以降は一旦認定量が減少することが予想されますが、いわゆる3年間の“プレミアム期間”の最終年度にあたることや本改正の施行により、月あたりの認定量が急増することも考えられます。そのような状況で、本改正の対象となる機器の発注が殺到することも予想されるため、対象となる機器やその確保要件を明確にしておくことで事業者やメーカーなどの混乱を避けることが必要であると考えます。

以上

問い合わせ先：JEMA新エネルギー部  
TEL03-3556-5888